



菜の花

税務と経営

編集 発行人
税 理 士

三 木 泰

事務所 〒597-0071
貝塚市加神1-11-17
TEL 072(431)1644

3月の税務と労務

3月

(弥生) March

21日・春分の日

- 国 税 / 平成18年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
- 国 税 / 個人の青色申告の承認申請 3月15日
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税 / 2月分源泉所得税の納付 3月12日
- 国 税 / 個人事業者の18年分消費税の確定申告
4月2日
- 国 税 / 1月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 4月2日
- 国 税 / 7月決算法人の中間申告 4月2日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

- 国 税 / 4月、7月、10月決算法人の消費税の
中間申告(年3回の場合) 4月2日
- 地方税 / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税
(事業所税)の申告 3月15日



有限会社もできる社債の発行 社債の発行は、従来、株式会社以外はできませんでしたが、昨年5月施行の会社法により、既存の有限会社(特例有限会社)や合名、合資会社等でも発行できるようになりました。社債のうち少人数の縁故者や取引先等を対象とする少人数私募債は、通常の社債に比べ無担保で発行できることなどから注目されています。

新 平成19年4月から

遺族厚生年金制度がスタート

平成十六年年金制度改正により、平成十九年四月一日から死亡に関する年金給付について、下記のとおり大幅な改正が行われます。

本人が納めた保険料をできるだけ年金額に反映させるため、六五歳以後の配偶者に対する年金給付について、まず、自分の老齢厚生年金を全額受給した上で、改正前の水準との差額を遺族厚生年金として受給する仕組みに変わります。

三〇歳未満の子のいない妻への遺族厚生年金が五年間の有期年金となります。

中高齢の寡婦加算の対象者が夫死亡当時等に四〇歳以上である妻となり、待機期間（改正前は三五歳から四〇歳までは待機期間とされ、中高齢の寡婦加算は実際には支給停止）がなくなります。

以上の改正点の具体例を説明します。

(1) 三〇歳未満の子のいない妻に対する遺族厚生年金

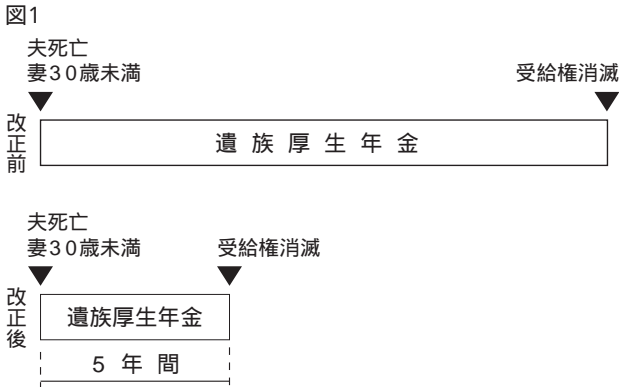
子（一八歳到達以後最初の年度末までにある子などをいう。以下同じ）のいない三〇歳未満の妻には、再婚するなどの失権事由に該当しない限り遺族厚生年金が生涯支給されますが、今回の改正で、遺族厚生年金の受給権を取得した当時子がいないため遺族基礎年金の受給権を取得しない場合においては、遺族厚生年金の受給権を取得した日から五年が経過したときには、その受給権は消滅します。

また、子のいる妻が三〇歳到達前に子が亡くなったり直系血族や直系姻族以外の養子となったことなどにより遺族基礎年金の受給権が消滅したときも同様に、遺族基

礎年金の受給権が消滅した日から五年が経過したときにその受給権は消滅します。

なお、この規定は、平成十九年四月一日以後に支給事由の生じた遺族厚生年金から適用されます（以下同じ）。

例）サラリーマンの夫が亡くなり、子のいない三〇歳未満の妻が残されたとき（図1）



(2) 三〇歳台の子のいない妻に対する遺族厚生年金

現行では子のいない妻の年齢が三五歳以上であれば、四〇歳から六五歳に達するまでの間、中高齢の寡婦加算が行われますが、子がいる妻の場合は、夫の死亡当時三五歳未満でも三五歳に達した当時遺族基礎年金を受けていたときは、子の全員が失権事由に該当して遺族基礎年金が支給されなくなった月（妻の年齢が四〇歳以上であること）から六五歳に達するまで中高齢の寡婦加算が行われます。

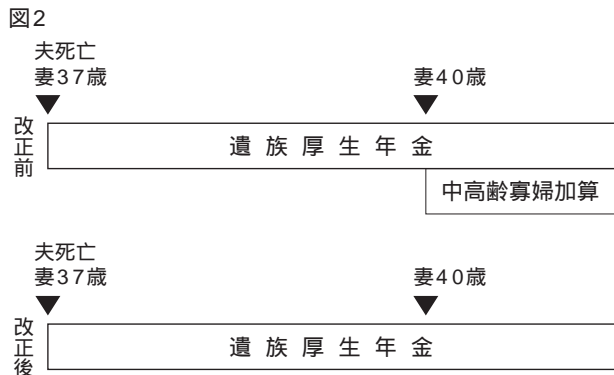
この中高齢の寡婦加算の支給対象年齢が三五歳から四〇歳に引き上げられるため、遺族厚生年金の受給権発生時に三〇歳台である妻には中高齢の寡婦加算は付かなくなります。

なお、夫の死亡当時子のある妻については、子が一八歳到達以後最初の年度末に達した時点の年齢で判断されます。

例）サラリーマンの夫が亡くなり、子のいない三〇歳台の妻が残されたとき（図2）

(3) **四〇歳以上の妻に対する遺族厚生年金**
 夫死亡当時四〇歳以上の妻に遺族厚生年金の受給権が発生したときには、六五歳に達するまでの間、遺族厚生年金と中高齢の寡婦加算がセットで支給されます。

例) サラリーマンの夫が亡くなり、子のいない四〇歳以上の妻が残されたとき(図3)



(4) **六五歳以上の受給権者に対する遺族厚生年金**
 高年齢(六五歳以上の人に限る)の遺族厚生年金受給権者に対しては、下記のとおり老齢厚生年金を支給した上で、残りの額を遺族厚生年金とする支給方式に改められます。

本人の老齢厚生年金が全額支給されます。
 改正前の制度で支給される額(*)とを比べて、後者

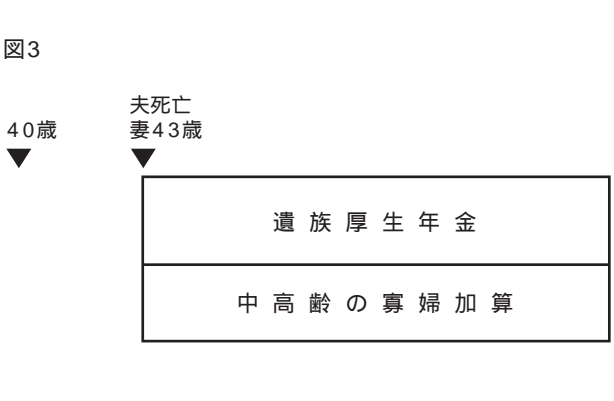


図4

(1)改正前

配偶者が65歳になると、いずれか一つを選択することができます。

遺族厚生年金(死亡した人の老齢厚生年金の3/4)
老齢基礎年金
本人の老齢厚生年金
老齢基礎年金
遺族厚生年金の2/3
老齢厚生年金の1/2
老齢基礎年金

(2)改正後

本人の老齢厚生年金(全額)
遺族厚生年金(老齢厚生年金を除いたもの)
老齢厚生年金

の方が少ない場合は、その差額が遺族厚生年金として支給されます。
 * イとロを比較していずれか高い方の額をいいます。
 イ 夫の遺族厚生年金
 ロ 夫の遺族厚生年金の三分の二(夫の老齢厚生年金の二分の一)+妻の老齢厚生年金の二分の一
 なお、遺族厚生年金の受給権者

が厚生年金保険の被保険者である場合の遺族厚生年金の支給停止額は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整が行われる前の老齢厚生年金の額に基づき決定されます。

例) サラリーマンの夫が亡くなり、配偶者が六五歳以上になったとき(図4)

老齢厚生年金の 支給繰下げ制度がスタート

平成12年の年金制度改正で、60歳台後半の在職者の老齢厚生年金が支給調整されることとなったことに伴い老齢厚生年金の支給開始年齢を繰り下げて受給できる仕組み（老齢厚生年金の支給繰下げ制度）が廃止され、現行制度では老齢基礎年金のみ繰下げ受給をすることができます。

これが平成16年の年金制度改正で、平成19年4月1日以降、老齢厚生年金についても支給繰下げの申出ができるようになります。

具体的には、老齢厚生年金の受給権を有する人であって、66歳に達する日（老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して1年を経過した日）前に老齢厚生年金を請求していなかった人は、社会保険庁長官（実際の窓口は社会保険事務所）にその支給繰下げの申出をすることができるようになるというものです。

ただし、65歳に達したとき（老齢厚生年金の受給権を取得した日）に、他の年金給付（老齢基礎年金、付加年金、障害基礎年金、退職共済年金を除く。以下同じ）の受給権者であったとき、または65歳から66歳になるまでの間において、他の年金給付の受給権者となったときは支給繰下げの申出はできません。

また、66歳に達した後に、たとえば遺族厚生年金など他の年金給付の受給権者となった人が、他の年金給付の受給権者となった日以後に老齢厚生年金の支給繰下げの申出をしたときは、受給権者となった日（支給繰下げの申出をした日）でなく、遺族厚生年金の受給権者となった日）に支給繰下げの申出があったものとみなされます。この場合の老齢厚生年金の額は、繰下げ受給の申出をしなかった場合の老齢厚生年金の額に政令で定める繰下げ加算額を加算した額となります。

なお、この規定は、平成19年4月1日前に老齢厚生年金の受給権を有する人（昭和12年4月1日以前生まれ）については適用されません。

雇用保険被保険者証の添付が不要に

電子申請の促進及び事業主等の負担軽減の観点から、雇用保険の被保険者に関する下記の届出（被保険者の住所変更については、ハローワークにおいて住所の登録をしていないため、離職後求職の申込みをする際に新住所を申し出ればよいことになっています）について、雇用保険被保険者証の添付が不要となりました。

資格取得届
氏名変更届
区分変更届
転勤届
被保険者証の再交付申請（損傷した場合）
被保険者番号の重複統一
なお、被保険者番号の確認のため、従来どおり被保険者証の添付をお願いしているハローワークもあるようです。

事業所が移転し、通勤が困難となったため離職した場合

適用事業所が移転（事業所移転の1年前以降に通知されたものに限る）したため、通勤が困難となり事業所移転直後（概ね3か月以内）までに離職した場合で、次のいずれかに該当したときには、特定受給資格者として、失業給付（基本手当）の所定給付日数が多くなる場合があります。

この場合、事業所移転の通知、事業所の移転先がわかる資料及び離職者の通勤経路に係る時刻表などを添付します。

通常交通機関を利用し、または自動車、自転車を用いて通勤するための往復所要時間（乗り継ぎ時間を含む）が概ね4時間以上であるとき。

通勤時間帯において当該1便（前後に便がない場合）を乗り過ごす事業所の始業時間に遅れるなど被保険者が通勤に交通機関を利用すべきこととなる時間帯の便が悪く、通勤に著しい障害を与えるとき。